

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(機能類型区分に応じた森林施業等の推進)

国有林野事業では、管理経営基本計画に基づき公益重視の管理経営を一層推進するという方針の下、国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養^{かん}タイプ」の5つに区分している(資料Ⅳ－3)。木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として、計画的に発揮するものと位置付けている。

また、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、複層林への誘導や針広混交林化を進めるなど、多様な森林を育成するとともに、林地保全や生物多様性保全に配慮した施業及び花粉発生源対策に取り組んでいる。

資料Ⅳ－3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 162万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 173万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 43万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養 ^{かん} タイプ 381万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、令和6(2024)年4月1日時点の値である。

資料：農林水産省「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

(治山対策の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、令和5(2023)年度末時点で面積の約9割に当たる686万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。これら保安林において、森林の造成等を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることに寄与するため、機能の低下した森林の整備、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備等を推進する「国有林治山事業」を行っている(事例Ⅳ－1)。

さらに、民有林野においても、事業規模の大きさや高度な技術の必要性を考慮し、国土保全上特に重要と判断されるものについては、都道府県からの要請を踏まえ、「民有林直轄治山事業」を行っており、令和6(2024)年度は16県22地区の民有林野でこれらの事業を行っている。

このほか、大規模な山地災害が発生した際には、専門的な知識・技術を有する職員の被災地派遣やヘリコプターによる被害調査等を実施し、地域への協力・支援に取り組んでいる。

事例Ⅳ－１ 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨における治山施設の効果

秋田県湯沢市^{ゆざわ}の南部に位置する峠^{とうげ}の沢^{さわ}は、直下に、秋田県と山形県をつなぐ重要な幹線である国道13号とJR奥羽本線が並走している。平成30(2018)年8月に発生した豪雨により当該溪流が荒廃し鉄道付近まで土砂が押し寄せたため、秋田森林管理署湯沢支署は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により下流の国道・鉄道等の保全に寄与する復旧治山工事を実施し、令和4(2022)年までに2基の治山ダムを完成させた。

その後の令和6(2024)年に発生した令和6年7月25日からの大雨では、北日本を中心に土砂災害や河川氾濫などの被害が発生した。秋田県においても、県内77か所で山地災害が発生する中、峠の沢では、設置した2基の治山ダムが溪岸・溪床の侵食を防止し、溪流を安定させるとともに下流への土砂流出を抑制した結果、国道や鉄道等への被害が防止された。



峠の沢における施工箇所及び保全対象



令和4(2022)年11月に完成した直後の状況
(No.1治山ダム上流側)



令和6年7月25日からの大雨後の状況
(No.1治山ダム上流側)

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、自然条件や作業システム等に応じて林道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を進めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、令和5(2023)年度末における路線数は1万3,498路線、総延長は4万6,248kmとなっている。

(イ)地球温暖化対策の推進

国有林野事業では、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、主伐後の確実な再造林や、適切な保育等の森林施業に取り組んでおり、令和5(2023)年度には約0.9万haの植栽や約13万haの保育等の森林施業を実施した。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野における生物多様性の保全を図るため、国有林野事業では「保護林」や「緑の回廊」を設定し、モニタリング調査等を通じて適切な保護・管理に取り組んでいる(資料Ⅳ－４)。また、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。

なお、我が国が目指す30by30目標の達成に向けては、保護地域¹としての国立公園等の新規指定・拡張への対応を進めるとともに、保護地域以外でも生物多様性の保全に資する管理経営を行っており、今後、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM)の設定等について適切に対応することとしている。

(保護林の設定)

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定し厳格に保護・管理している。令和6(2024)年3月末時点の保護林の設定箇所数は658か所、設定面積は101.6万haとなっており、国有林野面積の13.4%を占めている。

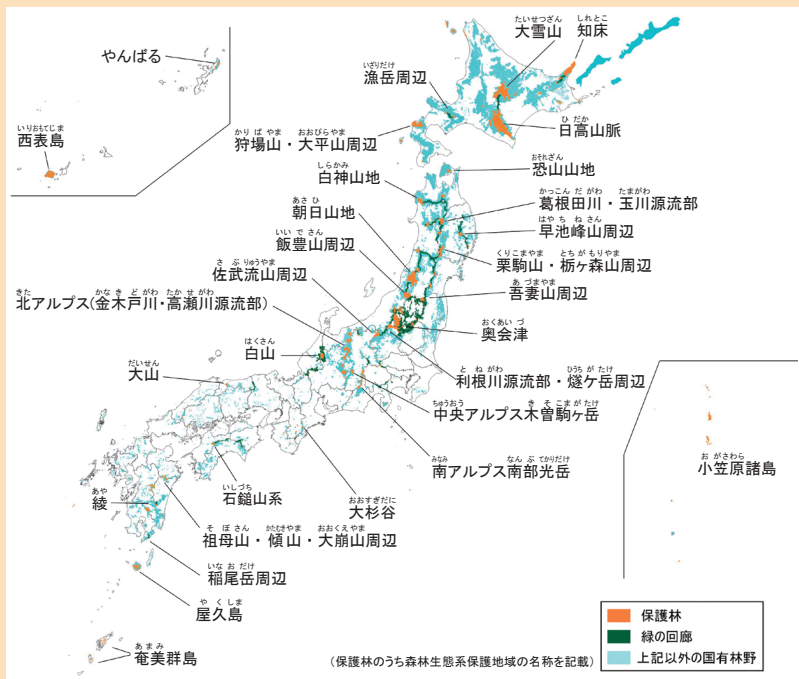
(緑の回廊の設定)

野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的多様性を確保することを目的として、国有林野事業では、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。令和6(2024)年3月末時点で、国有林野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は58.3万haであり、国有林野面積の7.7%を占めている。

(世界遺産等における森林の保護・管理)

我が国の世界自然遺産は、その陸域の86%が国有林野であり、国有林野事業では、遺産区域内の国有林野のほとんどを「森林生態系保護地域」(保護林の一種)に設定し、関係する機関と共に厳格に保護・管理している(資料Ⅳ－５)。

資料Ⅳ－４ 「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：令和6(2024)年3月末時点。

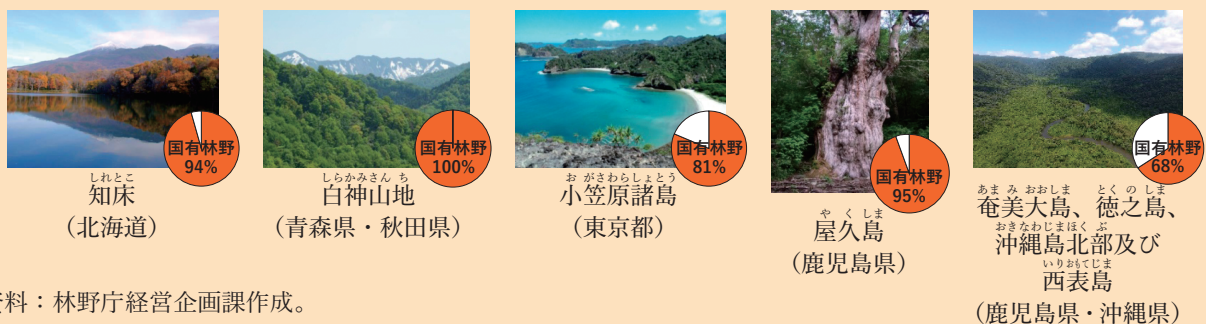
資料：農林水産省「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

¹ 陸域については自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域。

例えば、「^{しらかみさんち}白神山地」(青森県及び秋田県)の国有林野では、世界自然遺産地域への生息範囲拡大が懸念されるシカや、その他の中・大型哺乳類に関する生息・分布調査のため、センサーカメラによる調査を実施している。また、「^{やくしま}屋久島」(鹿児島県)の国有林野では、植生等のモニタリング調査、ヤクシカによる植生への被害対策、湿原の保全対策やヤクスギの樹勢診断等に取り組んでいる。このほか、「^{おがさわらしょうとう}小笠原諸島」(東京都)の国有林野では、アカギやモクマオウなどの外来種の駆除を実施した跡地に在来種の植栽や種まきを行うなど、小笠原諸島固有の森林生態系の修復に取り組んでいる。

世界遺産のほか、我が国では令和7(2025)年3月時点で、みなかみユネスコエコパーク(群馬県及び新潟県)等10地域が「ユネスコエコパーク²」に登録されており、国有林野事業では、ユネスコエコパークが所在する国有林野の適切な保護・管理等を行っている。

資料Ⅳ－5 我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合



(希少な野生生物の保護等)

国有林野事業では、希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持・改善等に取り組んでいる。

また、自然環境の保全・再生を図るため、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野内の優れた自然環境や希少な野生生物の保護などを行うため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、自然再生事業実施計画³や生態系維持回復事業計画⁴等を策定し、連携した取組を進めている。

(鳥獣被害対策等)

シカ等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物等、他の生物や生態系への脅威にもなっている。このため、国有林野事業では、防護柵の設置のほか、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、委託事業や職員による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化や捕獲後の処理の効率化等の対策に取り組んでいる(事例

² 生物圏保存地域(Biosphere Reserve)の国内呼称。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、「保全機能(生物多様性の保全)」、「経済と社会の発展」、「学術的研究支援」の3つの機能を有する地域を登録。

³ 自然再生推進法に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。

⁴ 自然公園法に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るために、国又は都道府県が策定する計画。

Ⅳ－2)。また、職員が考案した「小林式誘引捕獲法」については、各森林管理局で開催する現地検討会等を通じて普及を図っている。さらに、地域の関係者等と協定を締結し、国有林野内で捕獲を行う地域の猟友会等にわなを貸し出して捕獲を行うなど、地域全体で取り組む対策を推進している。このほか、松くい虫等の病害虫の防除にも努めている。

事例Ⅳ－2 大型排水管を用いたシカ捕獲個体の埋設処理の効率化

ニホンジカについては、農林業被害対策として全国的に積極的な捕獲が進められている。一方で、山中で捕獲しジビエ利用等されない個体については、捕獲者自らが搬出して焼却施設に持ち込むか、その場で穴を掘り埋設処理する必要がある。これらが捕獲を実施する上で大きな負担となっており、その解消が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえて、和歌山森林管理署では、埋設処理の効率化に向け、林道脇のスペースに大型排水管(直径1 m、長さ4 m)を縦置きで埋設し、その中に捕獲個体と発酵促進剤(ぼかし剤)を投入し、自然分解により減容化してから残渣を埋設する実証試験に取り組んでいる。これまでの実証結果では、残渣のかさ高は捕獲個体を累計で約100頭投入した場合でも1 m程度となっており、個体処理の効率化が期待できる。また、従来の埋設処理と違い、クマやイノシシなどに掘り返されることがないという利点もある。

このような大型排水管を用いた残渣減容化については、多くの地方公共団体等が注目している取組であるものの事例は少ないことから、和歌山森林管理署では、今後、排水管を抜き取り、土を埋め戻す作業のコストや周辺の土壌水成分への影響についても調査を行うなど、実証を重ねつつ更なる改良と普及を目指すこととしている。



大型排水管の内部構造(模式図)



設置後の状況

(2)森林・林業施策全体の推進への貢献 (低コスト化等の実践と技術の開発・普及)

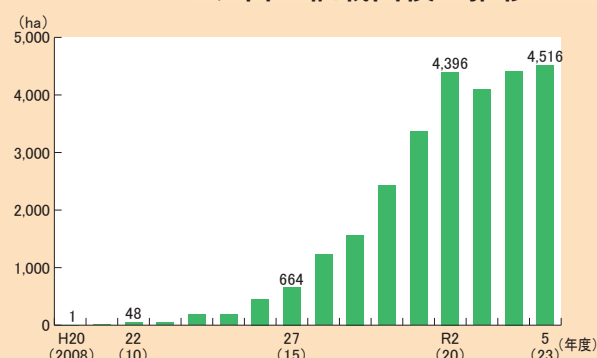
現在、林業経営の効率化に向け、生産性向上、造林の省力化や低コスト化等に加え、新技術の活用により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けた取組を行っている⁵。国有林野事業では、低密度植栽を広く実践しているほか、下刈り回数・方法の見直し、ドローンによる撮影や航空レーザ計測で得られたデータの利用等、デジタル技術を活用した効率的な森林管理・木材生産、効率的なシカ防護対策、早生樹の導入等の技術の試行を進め、現地検討会の開催等により民有林における普及と定着に努めている(事例Ⅳ－3)。

⁵ 「新しい林業」については、第Ⅱ章第1節(4)120-123ページを参照。

また、コンテナ苗の活用により、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム⁶」の導入・普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、令和5(2023)年度には4,516haでコンテナ苗を植栽し(資料Ⅳ-6)、951haで伐採と造林の一貫作業を実施した。

これらの取組を効果的に進めるため、自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適した人工林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定しており、令和5(2023)年度末までの設定面積は56万haとなっている。

資料Ⅳ-6 国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

事例Ⅳ-3 筋刈りによる下刈り作業の効率化を目指した取組

東北森林管理局では、労働負担の軽減やコストの削減を図るため、下刈りの効率化を目指しており、従来の区域全体を刈り払う全刈りに替えて、植栽木の列間のみを刈り払う筋刈りの導入に向けた取組を進めている。

下刈り手法が苗木の成長に与える影響を把握するため、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度にかけて筋刈りの試験を管内3か所で実施したところ、スギについては植栽後3年で筋刈り試験地の植栽木の80%が全刈り試験地と同程度に成長する結果となったことから、事業ベースで筋刈りを導入することとした。さらに、管内全5県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県)において現地検討会を開催し、民有林関係者に対して筋刈りの周知や導入を呼び掛けた。参加者からは、「筋刈りは体力的な負担が少ない」「作業時間が短縮できる」といった肯定的な意見が数多くあった一方、「植栽列を視認しにくい」「つる類が多い現場は筋刈りでは不十分ではないか」といった意見もあり、筋刈りの課題も明らかとなった。

こうした取組を通じ、令和6(2024)年度の下刈りのうち約5割を筋刈りで実施した。令和7(2025)年度に局管内で筋刈りを標準化することを目標に、引き続き課題の検証を行いながら、適切な筋刈りの普及・定着に取り組むこととしている。



筋刈り実行後(宮城北部森林管理署)



下刈り省力化現地検討会(津軽森林管理署金木支署)

⁶ 伐採と造林の一貫作業システムについては、第1章第2節(2)58-59ページを参照。

(森林・林業技術者等の育成)

近年、市町村の林務担当職員の不足等の課題がある中、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレストラー)⁷」等を系統的に育成し、森林管理署と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的援助等チーム」を設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、市町村行政に対し市町村森林整備計画⁸の策定とその達成に向けた支援等を行っている。

(森林経営管理制度への貢献)

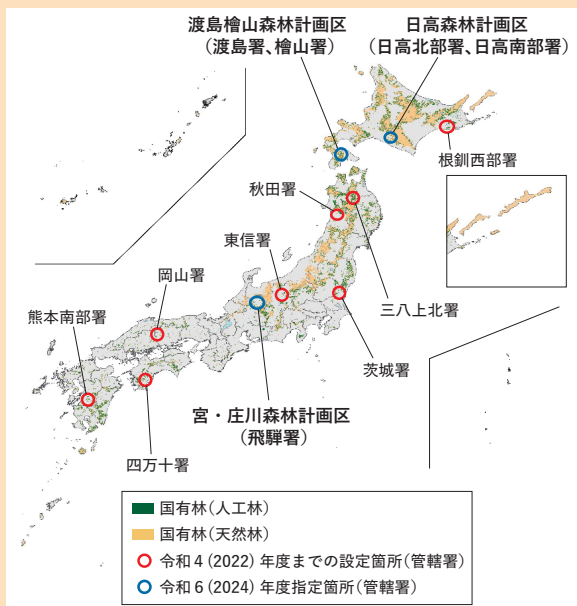
国有林野事業では、森林経営管理制度⁹により市町村が集積・集約した森林の経営管理を担う林業経営者に対し、国有林野事業の受注機会の拡大に配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理の手法の普及、地域における森林・林業に対する理解の促進等に取り組んでいる。また、国有林野事業で把握している民間事業者の情報を市町村に提供している。これらの取組を通じて地域の林業経営者の育成を支援している。

(樹木採取権制度の推進)

「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2(2020)年に施行され、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るために、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定する樹木採取権制度が創設された。樹木の採取(伐採)に当たっては、国有林野の伐採ルールに則して国が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合しなければならないこととし、公益的機能の確保に支障を来さない仕組みとしている。樹木採取権の設定を受けた民間事業者にとっては長期的な事業の見通しが立つことで、計画的な雇用や林業機械の導入等が促進され、経営基盤の強化等につながることが期待される。

令和5(2023)年度までに全国8か所で、基本となる規模(区域面積200～300ha程度(皆伐相当)、権利存続期間10年程度)の樹木採取権を設定し、樹木の伐採と跡地への植栽が行われている。新たな樹木採取権の設定に向けては、「今後の樹木採取権設定に関する方針」(令和4(2022)年12月策定)に基づき、地域における具体的な木材需要増加の確実性を確認する新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)の結果を踏まえ、令和7(2025)年3月に3森林計画区において、基本となる規模の新たな樹木採取区を指定した(資料Ⅳ-7)。また、より大規模・長期間の樹木採取区に係るマーケットサウンディン

資料Ⅳ-7 樹木採取権の設定及び新たな樹木採取区の指定箇所



注：令和6(2024)年度末時点。
資料：林野庁業務課作成。

⁷ 森林総合監理士については、第Ⅰ章第1節(3)55-56ページを参照。

⁸ 市町村森林整備計画については、第Ⅰ章第1節(2)53-54ページを参照。

⁹ 森林経営管理制度については、第Ⅰ章第2節(5)65-66ページを参照。

グについては、木材需要者からの提案を常時受け付けている。

(林産物の安定供給)

国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の1割強を占めており、令和5(2023)年度の木材供給量は、立木によるものが184万 m^3 (丸太換算)、素材¹⁰によるものが316万 m^3 となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、地域における木材の安定供給体制の構築等に資するため、製材・合板工場等の需要者と協定を締結し、山元から木材を直送する国有林材の安定供給システムによる販売(システム販売)を進めており、令和5(2023)年度には素材の販売量全体の57.6%に当たる182万 m^3 となった(資料Ⅳ-8)。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種や広葉樹の材について、地域の経済・文化への貢献の観点から、資源の保続及び良好な森林生態系の維持に配慮しつつ供給している。

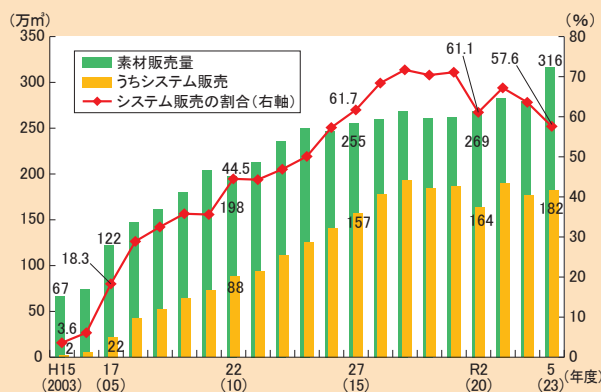
さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の1割強を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。林野庁及び全国の森林管理局では、平成25(2013)年度から、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需要に応じた国有林材の供給に取り組んでいる。

(民有林と連携した施業)

国有林野事業では、地域における施業集約化の取組に資するよう、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林野と国有林野を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる(事例Ⅳ-4)。

令和6(2024)年3月末時点で、「森林共同施業団地」の設定箇所数は167か所、設定面積は44万ha(うち国有林野は24万ha)となっている(資料Ⅳ-9)。

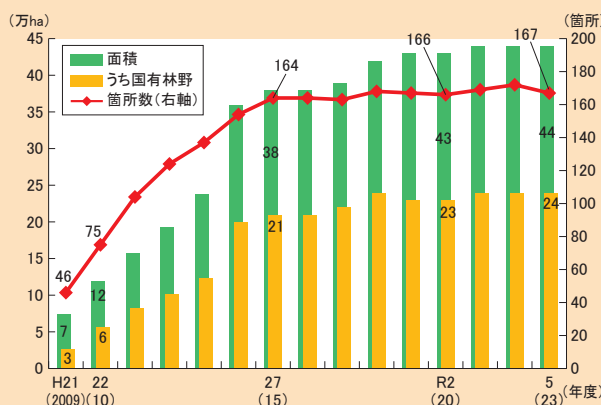
資料Ⅳ-8 国有林野からの素材販売量の推移



注：各年度末の値。

資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。
平成26(2014)年度以降は、農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

資料Ⅳ-9 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数値であり、事業が終了したものは含まない。数字の増減については森林共同施業団地の統合・分割を含む。

資料：農林水産省「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

¹⁰ 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

事例Ⅳ－４ 赤井川地域森林整備推進協定による村の森林・林務行政への支援

北海道の石狩森林管理署は、管内市町村の森林・林業行政への技術支援として、赤井川村^{あかいがわむら}に対し、村有林の森林整備計画の策定に当たり必要な現況把握のための森林調査や、赤井川村による後志総合振興局、事業体等との現地検討会の進め方に対する助言等を行ってきた。

このような中、石狩森林管理署と赤井川村は令和 6 (2024) 年 1 月に赤井川地域森林整備推進協定を締結した。本協定では国有林と村有林が隣接する冷水峠^{ひやみづとうげ}地区を「森林共同施業団地」として設定し、路網整備における連携、ストックヤードの開設及び共用を進めるほか、伐採時期を合わせることで村有林材を生産ロットが大きい国有林材と協調出荷するなどにより、村有林材の販路の拡大や村有林整備の進展を目指している。

令和 6 (2024) 年度において、本協定により森林共同施業団地内の村有林での列状間伐が実施され、今後は更に、協調出荷を円滑に進めるとともに、大型運材車の乗り入れが可能なストックヤードを整備する予定となっている。将来的には、このストックヤードを活用し、私有林から生産される木材も協調出荷の対象とすることにより、民有林の森林整備への更なる貢献をしていくことが期待される。



調印式の様子



村有林の間伐状況

(公益的機能維持増進協定の推進)

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、民有林野における鳥獣、病虫害、外来種等の繁殖が国有林野で実施する駆除の支障となる場合もみられる。このような民有林野の整備・保全については、森林管理局長が森林所有者等と「公益的機能維持増進協定」を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行っており、令和 6 (2024) 年 3 月末までに累計 20 か所 (595ha) の協定が締結された。

(相続土地国庫帰属制度への対応)

所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和 3 (2021) 年に成立した。相続等によってやむを得ず土地所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させるよう申請することを可能とする相続土地国庫帰属制度が創設され、令和 5 (2023) 年 4 月から運用が開始された。制度の運用に当たり、各森林管理局では、承認申請に係る審査のうち実地調査等について、法務局からの要請に応じて協力しており、令和 7 (2025) 年 3 月末時点での森林の帰属件数は 80 件 (3.6ha) となっている。また、国庫に帰属した土地のうち森林については、森林管理署等が、巡視による倒木・不法投棄等の異常の有無の確認や土地の境界保全に努めている。

(3)「国民の森林^{もり}」としての管理経営等

(ア)「国民の森林^{もり}」としての管理経営

(国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信)

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林^{もり}」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。

このほか、SNSの活用やホームページの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

事例Ⅳ－５ 「木の文化を支える森」での歩道整備活動

岐阜県の東濃森林管理署は、歴史的建造物の修繕に必要な大径木の森づくりのため、管内の加子母裏木曾国有林^{かしもうらきそ}において「木の文化を支える森」として裏木曾古事^{うらきそこじ}の森を設定し、地域の協議会と協力しながら管理を行っている。この一環として、裏木曾古事^{うらきそこじ}の森の取組を数多くの人に広くPRするため、令和6(2024)年7月に、「初代大ヒノキ^注」に至る歩道整備のボランティア活動が協議会の呼び掛けにより行われた。

歩道整備には地方公共団体やまちづくり協議会、区長会などから35名が参加し、案内看板の設置、腐食した丸太橋の架替え、転石除去など、60年以上前に作られた見学コースの修繕が行われた。また、活動後には地域の木の文化の魅力を発信してもらえよう、参加者に対して学習会も併せて開催し、大ヒノキまでの道中の見どころや、地域の森林・林業の歴史に関する解説などを行い、多くの好評を得た。

東濃森林管理署では他にも、中津川市や岐阜県恵那農林事務所と共同で「なかつがわ山の日山DAY^{さんデイ}」(山の日イベント)を開催するなど様々な活動を行っており、これらのイベントを通じてより多くの方に木曾のヒノキ林と歴史を知ってもらおうことを目指している。

注：江戸時代後期、焼失した江戸城再建のために幕府から派遣された役人により「ご神木」として残された木曾山随一の大檜のこと。昭和9(1934)年の室戸台風で折れてしまい、昭和29(1954)年に学術参考のため伐採された。切り株の直径は約2.2m、断面は2畳以上の広さがある。



丸太橋架替えの様子



会議室での学習会の様子

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備、フィールドの提供等に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定している。令和5(2023)年度末時点で145か所で協定が締結され、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

(NPO、地域、企業等との連携)

国有林野事業では、NPO、地域、企業等と連携して国民参加の森林づくりを進めている。森林づくりを行うことを希望するNPO等に森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」や、地域住民や民間団体等と合意形成を図りながら、協働・連携して地域や森林の特色を活かした森林整備・保全活動を実施する「モデルプロジェクトの森」を設定しており、令和5(2023)年度末時点で、それぞれ118か所、12か所となっている。

また、企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動へのフィールドを提供する「社会貢献の森」、森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動等のフィールドを提供する「多様な活動の森」を設定しており、令和5(2023)年度末時点で、それぞれ147か所、84か所となっている。さらに、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定しており、令和5(2023)年度末時点で459か所となっている。

このほか、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定しており、令和5(2023)年度末時点で23か所となっている(事例Ⅳ-5)。

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。令和5(2023)年度末時点の貸付面積は7.2万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49.4%、農地や採草放牧地が13.9%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、FIT制度及びFIP制度¹¹に基づき経済産業省から再生可能エネルギー発電事業の認定を受けた事業者等も貸付対象としており、令和5(2023)年度末時点で349ha¹²の貸付けを行っている。

このほか、令和5(2023)年度には、ダム用地や道路用地等として、計257haの国有林野の売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、令和6(2024)年4月時点で571か所(約24万ha)を「自然休養林」や「自然観察教育林」等の「レクリエーションの森」に設定している(資料Ⅳ-10)。令和5(2023)年度には、「レクリエーションの森」において、延べ約1.1億人の利用があった。

¹¹ FIT制度及びFIP制度については、第三章第2節(3)168-169ページを参照。

¹² 林野庁ホームページ「国有林野の活用」

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「レクリエーションの森」管理運営協議会を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに対応した管理運営を行っている。一部の地域では、利用者からの協力金による収入のほか、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。令和5(2023)年度末時点で10か所の「レクリエーションの森」において、延べ14の企業等がサポーターとなっている。

資料Ⅳ－10 「レクリエーションの森」の設定状況

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積(千ha)	利用者数(百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	79	94	21	高尾山(東京)、赤沢(長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	87	22	14	白神山地・暗門の滝(青森)、金華山(岐阜)、赤西(兵庫)
風景林	143	62	47	えりも(北海道)、芦ノ湖(神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	26	3	3	筑波山(茨城)、滝越(長野)、扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	162	49	20	天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、向坂山(宮崎)
風致探勝林	74	13	7	ぬくみから(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹の松原(佐賀)
合 計	571	243	112	

注：箇所数及び面積は、令和6(2024)年4月1日時点の数値であり、利用者数は令和5(2023)年度の参考値である。
資料：農林水産省「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

(観光資源としての活用の推進)

「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての潜在的魅力がある93か所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定しており¹³(資料Ⅳ－11)、外国人観光客も含めた利用者の増加を図るため、標識類等の多言語化、歩道等の施設修繕などの重点的な環境整備及びホームページ等による情報発信の強化に取り組んでいる。令和7(2025)年3月に新たに剣山自然休養林(徳島県)を加え、全14か所の「日本美しい森 お薦め国有林」の魅力を伝える動画をホームページ等で公開したほか、SNS等に広告を掲載するなど、国内外の幅広い層に対して情報を発信している。また、環境省との連携を強化し、優れた自然の保護と利用の両立を図りながら、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所における更なる利便性の向上に取り組んでいる。



日本美しい森
お薦め国有林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ko-kuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html

¹³ 「日本美しい森 お薦め国有林」の選定については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス4(8-9ページ)を参照。

資料Ⅳ－11 ^{にっぽんうつく}「日本 美しい森 お薦め国有林」の例



縁桂風景林(北海道)



白神山地・暗門の滝自然観察教育林(青森県)



夏油高原野外スポーツ地域(岩手県)



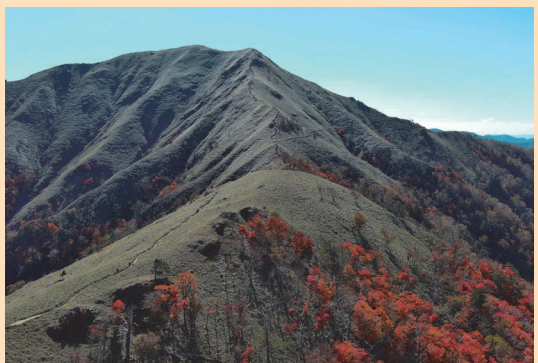
芦ノ湖風景林(神奈川県)



拇池湿原風致探勝林(長野県)



扇ノ仙森林スポーツ林(鳥取県)



剣山自然休養林(徳島県)



くまもと自然休養林(熊本県)